

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぼう

平成19年  
(2007年) 9月5日  
毎月3回5の日に発行

第1663号  
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会  
〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 大竹 邦実  
http://www.si-gichokai.gr.jp

# 市議会旬報

号掲載。 会議では、地方分権改革推進委員会(委員長 丹羽宇一郎・伊藤忠商事会長)から「国の出先機関の大胆な見直し」について地方自治体としての意見をまとめ、提出するよう求められていることを事務局が説明した。

本会の地方分権改革・道州制調査特別委員会(委員長 川口浩・福岡市議会議長)は8月24日、東京・ルポール麹町で第2回委員会を開催した。同特別委員会は、政府などで議論されている「第二期分権改革」「道州制導入の必要性」に対し、地方の意見を反映させるため設置された。地方分権や道州制に関する調査・研究を行う。本紙1659



川口 浩・委員長  
(福岡市)

国の出先機関の

## 大胆な見直しを協議

### 地方分権・道州制調査委

この意見提出は、6月5日に開かれた同委員会委員と地方六団体代表との意見交換の席上で求められたもの。経済財政諮問会議(首相の諮問機関)の有識者が提言として「国の出先機関の大胆な見直し」をまとめたが、その内容については同委員会が検討することとされている。

提言は、かねてから地方六団体が主張してきた「国の地方支分部局の整理」の方向に沿ってまとめられている。このため六団体では、おおむね肯定的に捉えたうえで意見をまとめ、提出する予定。このほか本会の特別委員会では、「法令等による地方議会活動の支障事例」などの調査の実施について協議、了承した。この調査は、地方分権改革推進委員会や第29次地方制度調査会(首相の諮問機関)等が、地方議会の権能強化方策を取りまとめるに当たり、参考となるよう実施する。調査はアンケート票を全

### 本会

市議会へ送付し実施する予定。「議事機能」を発揮する上での地方自治法等の支障事例」などについて実態を把握する。

同特別委員会では今後、10月26日に第3回委員会を開き、地方分権改革推進委員会がまとめる「中間とりまとめ」への対応等について協議する予定としている。当日は門山泰明・総務大臣官房審議官から「地方分権改革及び道州制の現状と課題」について説明を聴取した。

### 六団体が共同声明

改造内閣発足で

8月27日の安倍改造内閣発足を受け、地方六団体は同日、「新内閣発足に当たっての共同声明」を発表した。声明では、中央集権システムから地方分権型社会への転換が急務と指摘。かねてより安倍首相が「地方分権改革は内閣の最重要課題である」と改革に強い意欲を示してきたことを引合いに出し、第二期地方分権改革の推進に向け、地方も全力を挙げて取り組ん

### 新内閣発足に当たっての共同声明

本日、安倍改造内閣が発足した。今、国民の多くが、地域の再生・活性化を通じて個性豊かで活力に満ちた地域社会が実現することを願っている。合わせて、経済のグローバル化や国際競争の激化、さらなる少子高齢化がますます進行する中で、我が国の活力を維持していく上でも第二期地方分権改革を推し進め、中央集権システムから地方分権型社会へ転換していくことが急務である。

安倍内閣総理大臣は、かねてより「地方分権改革は内閣の最重要課題である」として改革に対する強い意欲を示されてきた。

我々地方としても、第二期地方分権改革において大きな成果をあげることができるよう、全力をあげて取り組んでいく覚悟である。

新内閣及び与党新執行部においては、真の地方分権改革の実現に向け、我々地方とさらに密接に協議しながら強力かつ実効ある改革を進められるよう強く求める。

また、当面の予算編成に当たっては、地域間の格差が拡大する中、各地域の現状を直視し、地域住民の生活が守られるよう地方交付税など地方税財源の充実確保を強く求めるものである。

平成19年 8月27日

地方六団体

9月5日現在の市数  
805市

うち	
指定都市	17市
中核市	35市
特例市	44市
一般市	686市
特別区	23区

でいく決意を改めて示した。このほか、新内閣と与党新執行部に対し当面の予算編成に当たっては、地域間格差が拡大するなか地域住民の生活が守られるよう、地方交付税など地方税財源の充実確保を強く求めた。

# 第86回総会を開催

## 都市行政問題研究会

都市行政問題研究会(会長 岡崎洋一郎・高知市議会議長)は8月20日、全国都市会館で第86回総会を開き、平成18年度会計決算を認定するとともに、調査研究報告書の目次・骨子修正(案)、座談会(案)について協議し、決定した。

特に、目次・骨子の修正では、本年2月の第85回総会時には第4章と第5章としていた両章を1つにまとめ、第4章として、サブテーマでもある「くらしにぎわう都市」を掲げた。これは、第4



あいさつする岡崎・都市研会長



座談会のもよう

総会終了後、直ちに都市行政問題研究会は調査研究に資するものとして、「人口減少社会と都市行政」に関する座談会を開催した。

## 「人口減少社会と都市行政」に関する座談会を開催

参加者は、同研究会を代表して岡崎会長をはじめ、副会長の酒井基寿・浜松市議会議長、理事の村田一郎・船橋市議会議長。また、学識経験者

の渥美由喜(株)富士通総研主任研究員、民間企業からは下嶋忍・下嶋経営戦略研究所代表の5名。司会は石橋茂・全国市議会議長会事務局次長。

座談会では、我が国の人口減少社会が市の行政や地域の福祉・医療と雇用・労働にどのような影響を及ぼし、これにどう対応していくのか、参加者の各立場から熱い議論が展開された。

## 広域協 財政支援強化を

### 会長が要望運動

広域行政圏市議会協議会の石橋力会長(久留米市議会議長)は8月22日、政府予算の概算要求に向け要望運動を行った。土屋正忠・総務大臣政



土屋総務大臣政務官(右)に要望

動を行った。要望は7月4日に開催した正副会長・監事・相談役会議。本紙1658号参照。で決定した。広域行政圏単位が平成の大合併により、大きく変化しているため、新たな広域行政圏機構の構築、財政支援措置等の拡充強化を図られるよう、平成の大合併を踏まえた広域行政圏の具体的な指針明示、地域活性化事業の拡充強化、地域再生関連対策の拡充強化、ふるさと市町村圏基金の見直しなどを求めている。

務官に面談するなど、広域行政圏施策の拡充強化について関係方面に要望運動を行った。

## 協病院 医師確保対策を

### 会長が要望運動

全国自治体病院経営都市議会協議会の轟正満会長(長野市議会議長)は8月21日、地域の医師不足・偏在の解消に向けた抜本的対策を求めて、総務省、厚生労働省に対し要望運動を行った。

現在、地域医療に従事する医師不足が深刻化していると

ともに、医師の診療科偏在が一層顕著になって

そのための要望は①診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立②地域の実情に

## 議会人事

### 議長

魚沼 佐藤 守 7・11

鈴木 石崎良一 7・11

尾崎 田村征雄 7・12

山県 村瀬伊織 7・19

鯖江 佐々木敏幸 7・25

蕨 岡田栄次 7・25

大月 内藤次郎 7・27

尾花沢 菅原信博 8・1

加古川 吉野晴雄 8・1

### 副議長

魚沼 神保 隆 7・11

鈴木 栗田 洋 7・11

尾崎 森重幸子 7・11

尾崎 酒井 一 7・12

鯖江 加藤拓雄 7・25

蕨 川島善徳 7・25

大月 西室 衡 7・27

尾花沢 小関常良 8・1

加古川 田中隆男 8・1

### 事務局長

松山 宇都宮泰郎 4・1

中央(東京)

足立 土屋篤志 7・1

藤井寺 塩見久幸 7・17

周南 松永 一 8・1

田中 徹 8・1

【お知らせ】  
「全国都市の特色ある施策集」の紹介は、紙面の都合により次号に掲載します。

# 本会各委員会での講演要旨

## 地方行政委員会

前号に引き続き、7月中旬以降に開かれた本会の各委員会で行われた講演要旨を掲載します。

### 地方行政をめぐる最近の動向

総務省自治行政局行政課長

#### 寺田雅治氏

1. 第一次地方分権改革の成果と課題

地方分権推進の意義は、中央集権型の行政システムを住民主導の個性的、総合的な行政システムに切り替え、新しい時代の諸課題に対応できるようにするとともに、地方公共団体の自主性を高め、住民が自主的にまちづくりの仕事を決めることができるようにすることにあり。

あるいは合併の進展に伴い広域自治体である都道府県をどうするかといった問題が課題として残された。

その後、税財源については三位一体改革が行われたが、地方の皆さまには十分満足の結果とはなっていないというのはご承知のとおりである。

2. 市町村合併の背景と効果

第一次地方分権改革はこうしたことを念頭に行われ、平成11年に地方分権一括法が成立し、機関委任事務の廃止、役割分担の明確化、国が関与する場合のルール化が行われた。しかし、第一次改革では、税財源の問題、権限移譲の問題、義務付け・枠付けの緩和、

地方分権一括法の中で合併特例法が制定され、市町村合併が進められてきた。少子高齢化や過疎化により、世代間の調整や財源の確保が困難な状況の中で、合併は、適切に行政サービスを提供するためには一定の人口の集積が必要であること、また、分権を進めるために基礎自治体をしっ

▶ 2 ◀

かりさせ、行政改革の推進を図る必要があることから進められてきた。

「合併をしてもよくならない」という声を自治体あるいは住民からもよく聞くが、今後は、合併の効果、合併をしなければならぬ理由等を検証し、今後の合併を進めていくことも必要だろうと考えている。

また、本年7月に発足した第29次地方制度調査会は「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」の検討を首相から諮問されており、同調査会でも合併の検証が必要だろうと考えている。

#### 3. 公共サービス改革

最近の関心事項として、いわゆる公共経営をどのように行っていくのかということがある。ニューパブリックマネジメントあるいは官から民へといった流れの中で、公共サービスの効率性と質を確保するといった観念の議論も盛んになっている。

昨年の新地方行政指針では、公共サービス改革について、官から民へという中で、市場化テスト、指定管理者制度や民間委託などの手法を活用していくことが盛り込まれ

ている。これは、公共的な事はすべて行政が行うという官民二元論ではなく、企業や市民等の担い手が公共的な空間を担っていくという意味で、新しい公共空間というものが生み出されているということである。

4. 地方分権改革推進委員会の設置

本年4月に地方分権改革推進法に基づき「地方分権改革推進委員会」が3年の任期でスタートした。

同委員会は、権限移譲の推進、事務処理・義務付けの整理・合理化、国または都道府県の関与の整理・合理化など、国と地方の役割分担のあり方を検討し、勧告を行う。

これを基に政府は、個別法を一括して改正する新しい地方分権一括法をつくっていくこととなる。

委員会は5月30日に「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」をとりまとめ、この中で、地方政府の確立、地方支分部局の廃止・縮小、条例制定権の拡大、条例の上書き権、新しい法律ができたときの義務付け・枠付け等についてのチェックシステ

ムの整備等が打ち出された。条例の上書き権とは、義務付け・枠付けを廃止できないものについて、法令、政令、省令に書かれている基準を地域の実情によって変更できることであり、地方の自由度を高めていくことを意図したものである。

5. 第29次地方制度調査会の発足

本年4月の地方分権改革推進委員会に続き、7月には首相の諮問機関である「第29次地方制度調査会」が発足した。

地方分権改革推進委員会は、前述したように分権推進のための議論をしていくが、地方制度調査会においては、

監督機能の充実・強化、基礎自治体のあり方など、地方公共団体が国民から信頼され、権限を移譲するに足る存在になるための地方自治制度を議論していく必要がある。

そのため、審議項目には、監督機能の充実・強化とあわせて地方議会の問題が入ってくる。これは議論の中で大変重要なテーマになるだろう。

6. 道州制をめぐる動向

制度調査会は、昨年2月に道州制の検討の方向、課題等についてとりまとめた答申を出している。

また、本年6月に自民党の道州制調査会が参議院選挙のマニフェストに反映させる第2次中間報告を出し、選挙後も道州制についての議論を進めていくことになっている。

一方、政府としては、道州制導入に関する基本的事項を検討するため、本年1月に「道州制ビジョン懇談会」を立ち上げ、平成19年度中に中間報告を取りまとめ、3年を目途に道州制ビジョンを作成する予定である。

なお、地方分権改革推進委員会と地方制度調査会では、道州制を念頭に置いた議論あるいは道州制の制度議論はしないことになっている。あくまでも道州制の前の段階としての地方分権を推進して次のステップに進んでいくための土壌をつくるという考え方があり、したがって、今年からスタートした地方分権の柱、車の両輪は、地方分権改革推進委員会と地方制度調査会だとご理解いただきたい。(要約・地方行政委員会担当)

本会 各委員会での講演要旨

▶ 3 ◀

産業経済委員会

品目横断的経営安定対策

農林水産省 経営局 佐藤 速水 氏

品目横断的経営安定対策が講じられた経緯としては、昭和36年の「農業基本法」制定により、稲作から野菜や果樹、畜産等の儲かる作物への転換が推奨されたことに発している。稲作から転換した農地には大規模経営への集約が勧められ、経営コ

ストが引き下げられたのが、昭和30〜40年代の高度経済成長期であった。この間、農業技術等が進歩し、兼業でも米づくりができる体系が確立。特に稲作については結果として非効率でも経営可能な構造ができてしまった。このため、稲作は経営規模拡大の遅れと主業的な大規模経営の割合が極めて低くなった。また、農業全体の就業人口は平成2年の480万人か

ら平成17年に330万人に減少。その中で65歳以上の割合は平成2年に26%だったのが17年には57%となり、農業を担う農家の急激な減少と農業者の急速な高齢化となっている。この結果、平成2年に22万軒あった耕作放棄地が17年には39万軒となり、我が国農業、特に稲作の将来は悲観すべき状況である。この担い手不足を解決するため、農業専業で他産業並みの年間530万円の所得を得られるよう、経営の大規模化が計画された。

これらは品目別政策をこれまで以上に推進していく。構造改革が遅れている稲作を中心とする土地利用型農業について、品目横断という新方式で政策的に支援する考え方であり、農産物の価格の低下や豊作貧乏等で最も影響を受ける主業農家に支援の対象を限定している。対象となる認定農業者の面積要件は4軒(北海道は10軒)以上の規模だが、4軒未満の農家は集落営農という形で支援対象とする。品目横断的経営安定対策の加入申請状況は、昨秋に受け付けた表に閉しては2万7700経営体、作付面積は24万軒で日本の表の生産面積の約9割を占めている。米等についての本年分の加入状況は随時公表する予定である。

中小企業地域資源活用プログラム

中小企業庁経営支援部 経営支援課長補佐

中田 富幸 氏

中小企業地域資源活用プログラムは、本年6月施行された「中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律」を基としている。本法の目的は各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用し新商品開発等を行う中小企業を支援し、地域経済活性化を図るため、税制・金融面など総合的な支援措置を講じることである。基本構想では、地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を

総合的に支援し、地域産業発展の核となる新事業を5年間で1000件創出することとしている。支援のポイントには、①地域の強みとなる「地域資源」を地域主導で掘り起こす取り組み②マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕掛人を地域に紹介③産学官連携、農工連携など従来の垣根を超えて地域の力を結集④首都圏などの大都市、また海外の市場を視野に商品をつくることを視野に入れる⑤関係6省(総務省・文科省・厚労省・農水省・経産省・

国交省)の協力体制を整備するなど挙げられる。この「地域資源」には、①「産地技術」として、古くから鑄物の産地であった山形県で新たに国際的なデザイナーを参加させ、外部の専門家のノウハウの活用による試作品の開発、国際見本市への出展という商品開発プロジェクトの発足②「農林水産物」として、宮城県登米市のブランド豚の開発では「農業を食業に変える」をモットーに味と健康両面に優れた豚を生産。生産から加工を通し、安全・安心が消費者に見える商品づくりと販売戦略、地域一体の意識共有化による商品価値の向上③「観光資源」として、大分県別府市の温泉地域の地域資源を活かした多彩でユニークな観光交流型のプログラムをNPO法人が提供すること

で、地域の様々な事業者の連携による効率的なマーケティングの実現、商品開発力の向上を支援の3つの類型としている。また、同法に基づく支援では、「ハンズオン支援」が最初に挙げられるが、これは専門家によるきめ細かなアドバイスを行うため全国10カ所に支援事務局と各都道府県に地域支援事務局を設置し、支援を希望する中小企業者は専門家によるアドバイスを受けることができる仕組みになっている。この専門家のアドバイスを受け、地域資源を活用した新商品開発等の事業計画を都道府県に申請。それを経済産業局等が認定することで試作品開発や展示会の出展の費用、更に事業費の3分の2が補助金として支給される。加えて実際に製品化する場合、政府機関の低利融資、無利子の地域中小企業応援ファンドが用意されている。また、現在支援の一環として減税措置の導入について検討が行われており、どの程度の減税によつて経済効果があるかが論議されている。以上のように、本プロジェクトにおいては、様々な支援が用意されているので、地域資源を活用し新商品開発等を行う意思がある中小企業の方々に利用していただき、併せて地域の活性化にも役立てていただきたい。(要約・産業経済委員会担当)